お客さま各位

預金口座解約手続きの簡素化「印鑑不要取引」のお取扱い開始について

当金庫は、下記のとおり、個人および個人事業主のお客さまが預金口座を解約される場合に、顔写真付き公的本人確認書類(運転免許証等)のご提示など、一定の条件を満たされる場合には、「届出印の押印をいただかない」とする簡素な手続きによるお取扱いを開始しますとともに、各種預金規定を改定いたします。改定後の各種預金規定につきましては、当金庫ホームページでご確認ください。

なお、本お取扱いは本規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

当金庫では、今後もお客さまにご満足いただけるよう、利便性向上に努めてまいりますので、引続きご愛 顧のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 取扱開始日

2021年6月1日(火)

2. 対象となるお客さま

個人および個人事業主のお客さま(ご本人さま(未成年者さまは親権者さまの同伴)のご来店が必要です。)

3. 「印鑑不要取引」の対象となる預金口座

- (1) 残高1万円未満の普通預金 (無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金
 - ・解約金については、本人口座への振込(振替)または現金支払いに限ります。
- (2) 元金 10 万円未満の証書式定期預金
 - ・解約金については、本人口座への振込(振替)に限ります。
- (3)掛け込み残高10万円未満の定期積金
 - ・解約金については、本人口座への振込(振替)に限ります。
- (※) お振込みの場合は、当金庫所定の振込手数料が別途必要となります。
- (※) 同日の解約は(1)~(3)の合計が10万円未満とします。

4. お手続きに必要なもの

- ・顔写真付き本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・解約するご本人さま名義の通帳、証書、キャッシュカード(発行されている場合)

5. お取扱い店舗

口座開設店舗

以上

ご不明な点は、お取引の店舗にお問合せください。

